

東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

令和5年4月3日 4水総総第1257号
改正 令和6年4月1日 5水総総第1238号

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請(法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)を求めらるる行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。)に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 窓口事務を処理する部課(東京都水道局分課規程(昭和27年東京都水道局管理規程第5号。以下「分課規程」という。)第1条第1項に規定する各部課をいう。)又は事業機関(分課規程第5条に規定する事業機関をいう。)をいう。
- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為(以下「申請等」という。)が処理機関(経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関)の事務所に到達した日(期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日)から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。

3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条に定める休日の日数
- (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

別表

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
1	行政財産の使用許可（建物）	地方自治法第238条の4第7項	経理部管理課	60			1	審査及び委員会付議
2	行政財産の使用許可（土地）	地方自治法第238条の4第7項	経理部管理課	60			1	審査及び委員会付議
3	行政財産の使用料の減免（建物）	東京都水道局固定資産規程第40条	経理部管理課	60			2	審査及び委員会付議
4	行政財産の使用料の減免（土地）	東京都水道局固定資産規程第40条	経理部管理課	60			2	審査及び委員会付議
5	公文書の開示及び公文書の任意的な開示	東京都情報公開条例第5条	サービス推進部サービス推進課	14			2	翌日から起算し、休日を含む。
6	保有個人情報の開示請求	個人情報の保護に関する法律第76条第1項	サービス推進部サービス推進課	14			1	・個人情報の保護に関する法律第83条第1項で請求があった日から30日以内と規定 ・本件の処理期間は翌日から起算し、休日を含む。
7	保有個人情報の訂正請求	個人情報の保護に関する法律第90条第1項	サービス推進部サービス推進課	30			1	翌日から起算し、休日を含む。
8	保有個人情報の利用停止請求	個人情報の保護に関する法律第98条第1項	サービス推進部サービス推進課	30			1	翌日から起算し、休日を含む。
9	給水装置の新設・口径変更に係る申込みに対する承認（承認事項の変更の承認を含む。）	東京都給水条例第4条第1項	支所、給水管理事務所、給水事務所	3			2	
10	給水装置工事完了後の届出	東京都給水条例第4条第2項	支所、給水管理事務所、給水事務所	20			3	
11	東京都指定給水装置工事事業者の指定	東京都給水条例第6条第1項	給水部給水課	30			2	手数料の収納に係る期間を除く。
12	東京都指定給水装置工事事業者の指定の更新	東京都給水条例第6条第3項	給水部給水課	21			2	手数料の収納に係る期間を除く。
13	東京都指定給水装置工事事業者の指定事業者証の再交付	東京都給水条例第6条の2第2項	給水部給水課	1			2	手数料の収納に係る期間を除く。
14	東京都指定給水装置工事事業者に係る諸届（事業所の名称等の変更、事業の廃止・休止・再開）	東京都指定給水装置工事事業者規程第8条第1項	給水部給水課	1			3	
15	給水装置工事の設計審査及び工事検査	東京都給水条例第6条第2項	支所、給水管理事務所、給水事務所	20			2	
16	道路下等の給水装置用材料の指定・指定の取消し、都が認証する給水装置用材料の認証	東京都給水条例第6条の4第1項	給水部給水課	60			2	
17	給水契約の申込み	東京都給水条例第13条	多摩水道改革推進本部調整部、営業所	1			3	

別表

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
18	各種届出(使用中止、使用者名義変更、管理人の選定・変更、メータ損傷・亡失、受水タンク以下装置の量水器の設置)	東京都給水条例第14条第2項、第15条、第16条、第19条	多摩水道改革推進本部調整部、支所、給水管理事務所、営業所、給水事務所	1			3	
19	共同住宅扱い適用	東京都給水条例第23条の4	多摩水道改革推進本部調整部、営業所	5			3	
20	住宅店舗併用扱い適用	東京都給水条例第23条の6	多摩水道改革推進本部調整部、営業所	5			3	
21	料金又は手数料の減免	東京都給水条例第30条第1項	多摩水道改革推進本部調整部、営業所	5			2	
22	料金の減免	東京都給水条例第30条第2項	多摩水道改革推進本部調整部、営業所	1			2	
23	施行承認、設計審査等の確認	東京都給水条例第32条の2第1項	支所、給水管理事務所、給水事務所	20			2	
24	工事設計書の情報提供		サービス推進部サービス推進課	14			3	